

マイポケットプラス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 [エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社](#)(以下「当社」といいます。)は、このマイポケット プラス利用規約

(料金表を含みます。以下「規約」といいます。)を定め、マイポケット プラス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 第5条に規定するマイポケット プラス契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間におけるマイポケット プラスのご利用に係る条件について適用します。

2 この規約に定めのない提供条件については、マイポケット利用規約、マイセキュア利用規約及び「マイポケット プラスサポート」利用規約の定めによるものとします。また、[IP通信網サービス契約約款](#)に規定する第二種契約と同じ契約者識別符号としてサービスの契約を締結する場合、この規約で定めのない事項は[IP通信網サービス契約約款](#)が適用されるものとします。

3 本規約とマイポケット利用規約、マイセキュア利用規約又は「マイポケット プラスサポート」利用規約の内容に齟齬が生じた場合、別に定めのある場合を除き本規約の規定が優先するものとします。

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 [株式会社NTTドコモ](#)(以下「当社」といいます。)は、このマイポケット プラス利用規約

(料金表を含みます。以下「規約」といいます。)を定め、マイポケット プラス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 第5条に規定するマイポケット プラス契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間におけるマイポケット プラスのご利用に係る条件について適用します。

2 この規約に定めのない提供条件については、マイポケット利用規約、マイセキュア利用規約及び「マイポケット プラスサポート」利用規約の定めによるものとします。また、[IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に規定する第二種契約と同じ契約者識別符号としてサービスの契約を締結する場合、この規約で定めのない事項は[IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)が適用されるものとします。

3 本規約とマイポケット利用規約、マイセキュア利用規約又は「マイポケット プラスサポート」利用規約の内容に齟齬が生じた場合、別に定めのある場合を除き本規約の規定が優先するものとします。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
(略) 第3条・第4条	(略) 第3条・第4条

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 マイポケット プラス	当社が当社のマイポケット利用規約に規定するマイポケットサービス及び「マイポケット プラスサポート」利用規約に規定するサポートを提供するもの
2 マイポケット プラスセキュリティパック	当社が当社のマイポケット利用規約に規定するマイポケットサービス、マイセキユア利用規約に規定するスマートフォンセキュリティサービス及び「マイポケット プラスサポート」利用規約に規定するスマートフォンサポートを提供するもの
3 マイポケット プラスマルチデバイスパック	当社が当社のマイポケット利用規約に規定するマイポケットサービス、マイセキユア利用規約に規定するマルチデバイスセキュリティサービス及び「マイポケット プラスサポート」利用規約に規定するマルチデバイスサポートを提供するもの
4 マイポケット プラス契約	当社からマイポケット プラスの提供を

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 マイポケット プラス	当社が当社のマイポケット利用規約に規定するマイポケットサービス及び「マイポケット プラスサポート」利用規約に規定するサポートを提供するもの
2 マイポケット プラスセキュリティパック	当社が当社のマイポケット利用規約に規定するマイポケットサービス、マイセキユア利用規約に規定するスマートフォンセキュリティサービス及び「マイポケット プラスサポート」利用規約に規定するスマートフォンサポートを提供するもの
3 マイポケット プラスマルチデバイスパック	当社が当社のマイポケット利用規約に規定するマイポケットサービス、マイセキユア利用規約に規定するマルチデバイスセキュリティサービス及び「マイポケット プラスサポート」利用規約に規定するマルチデバイスサポートを提供するもの
4 マイポケット プラス契約	当社からマイポケット プラスの提供を

～2023年6月30日		2023年7月1日～	
	受けるための契約		受けるための契約
5 マイポケット プラス契約者	当社とマイポケット プラス契約を締結している者	5 マイポケット プラス契約者	当社とマイポケット プラス契約を締結している者
6 請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。	6 請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
7 指定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める	7 指定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める
	「 <a href="#">NTTレゾナント</a> ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者		「 <a href="#">NTTドコモのOCN</a> ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者
(略) 第2章・第3章 第4章 料金等		(略) 第2章・第3章 第4章 料金等	

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第 17 条 契約者は、マイポケット利用規約にかかわらずマイポケット プラス契約に基づいて当社がマイポケット プラスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、マイポケット プラス契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表第 1 表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします(但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。

2 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

3 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

4 契約者は、本サービスの利用料金その他の債務の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約(請求事業者から特定請求事業者に対して

第 17 条 契約者は、マイポケット利用規約にかかわらずマイポケット プラス契約に基づいて当社がマイポケット プラスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、マイポケット プラス契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表第 1 表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします(但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。

2 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

3 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものと取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

4 契約者は、本サービスの利用料金その他の債務の支払いにおいて請求書等の発行によって支払うときは、請求事業者の定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約(請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>債権が再譲渡される場合は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約)の定めるところによります。</p> <p>5 1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。</p> <p>6 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>(略) 第4章第18条・第19条、第5章第20条・第21条</p> <p>第6章</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第 22 条 当社は、マイポケット プラスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<a href="https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/">https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/</a>)に基づき取り扱います。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のプライバシーポリシーに定める手数料の支払いを要します。</p> <p>(略) 第6章第23条・第24条・第25条・第26条・第27条・第28条</p> <p>(略) 料金表通則・第1利用料金・第2付加サービス</p>	<p>請求・収納業務」に係る取扱い規約)の定めるところによります。</p> <p>5 1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。</p> <p>6 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>(略) 第4章第18条・第19条、第5章第20条・第21条</p> <p>第6章</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第 22 条 当社は、マイポケット プラスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<a href="https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/">https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/</a>)に基づき取り扱います。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のプライバシーポリシーに定める手数料の支払いを要します。</p> <p>(略) 第6章第23条・第24条・第25条・第26条・第27条・第28条</p> <p>(略) 料金表通則・第1利用料金・第2付加サービス</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第3適用

1 料金額

区分	内容						
「オプション複数割」の取扱いに係る定額 利用料の適用	<p>ア 当社は1の契約 ID にて、マイポケット プラス、マイポケットプラスセキュリティパック、マイポケットプラスマルチデバイスパック、マイセキュア(1ライセンス)タイプ1、マイセキュア(1ライセンス)タイプ2、マイセキュア(5ライセンス)、OCNプレミアムサポートマルチデバイスのうち、複数の契約をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数契約の定額利用料(月額)の合算料金から次表に規定する額を減算して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>合算料金の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2契約の場合</td> <td>50円(55円)</td> </tr> <tr> <td>以降追加1契約につき</td> <td>50円(55円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	合算料金の減額 (月額)	2契約の場合	50円(55円)	以降追加1契約につき	50円(55円)
区分	合算料金の減額 (月額)						
2契約の場合	50円(55円)						
以降追加1契約につき	50円(55円)						

第3適用

1 料金額

区分	内容						
「オプション複数割」の取扱いに係る定額 利用料の適用	<p>ア 当社は1の契約 ID にて、マイポケット プラス、マイポケットプラスセキュリティパック、マイポケットプラスマルチデバイスパック、マイセキュア(1ライセンス)タイプ1、マイセキュア(1ライセンス)タイプ2、マイセキュア(5ライセンス)、OCNプレミアムサポートマルチデバイスのうち、複数の契約をしている場合であって、その複数の契約が1料金月継続して締結されている場合に限り、その複数契約の定額利用料(月額)の合算料金から次表に規定する額を減算して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>合算料金の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2契約の場合</td> <td>50円(55円)</td> </tr> <tr> <td>以降追加1契約につき</td> <td>50円(55円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	合算料金の減額 (月額)	2契約の場合	50円(55円)	以降追加1契約につき	50円(55円)
区分	合算料金の減額 (月額)						
2契約の場合	50円(55円)						
以降追加1契約につき	50円(55円)						

～2023年6月30日

2023年7月1日～

イ 当社は次のいずれかに該当する  
場合が生じたときは、「オプション複数  
割」を適用しません。

(ア) アの規定において当社が  
承諾したマイポケット プラ  
ス、マイポケット プラス セ  
キュリティパック、マイポケッ  
ト プラス  
マルチデバイスパック、マイセキ  
ュア(1ライセンス)タイプ、1、マ  
イセキュア(1ライセンス)タイプ  
2、マイセキュア(5ライセンス)、  
OCN プレミアムサポート マル  
チデバイスに係る契約のいずれ  
か又はすべてを解除したとき。

(イ) 定額利用料金の適用外期  
間(無料期間等)のとき。

(ウ) [IP通信網サービス契約約款](#)に  
基づき、既に「オプション複数割」が適用さ  
れているとき。

イ 当社は次のいずれかに該当する  
場合が生じたときは、「オプション複数  
割」を適用しません。

(ア) アの規定において当社が  
承諾したマイポケット プラ  
ス、マイポケット プラス セ  
キュリティパック、マイポケッ  
ト プラス  
マルチデバイスパック、マイセキ  
ュア(1ライセンス)タイプ、1、マ  
イセキュア(1ライセンス)タイプ  
2、マイセキュア(5ライセンス)、  
OCN プレミアムサポート マル  
チデバイスに係る契約のいずれ  
か又はすべてを解除したとき。

(イ) 定額利用料金の適用外期  
間(無料期間等)のとき。

(ウ) [IP通信網サービス契約約款](#)  
(OCN)に基づき、既に「オプション複数割」  
が適用されているとき。

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(新設)

附則(令和5年6月15日レバN第009600000741-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

(吸収合併に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下「レゾナント」といいます。)が次の表の左欄の規約(以下「旧規約」といいます。)の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約(以下「新規約」といいます。)の規定によるものとします。

<u>旧使用許諾</u>	<u>新使用許諾</u>
<u>マイポケットスマートフォン等対応アプリケーション使用許諾</u>	<u>マイポケットスマートフォン等対応アプリケーション使用許諾</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。